オンラインゲームの利用規約における法的諸問題

弁護士、甲南大学法科大学院特別講師 黒根 祥行

1 はじめに

日本国内の消費者向け電子商取引 (BtoC-EC) 市場は、年々拡大を続けており、2021年には20.7 兆円の市場規模となっている(2020年は19.3兆円 であり、前年比7.35%増)10。そのような市場規模拡 大に伴い、新たな法律問題が生じており、消費者被 害の態様についても、これまでに無かった新たな態 様も生じている。特に、電子商取引市場の中でもデ ジタル系分野においては、有体物を販売する物販系 分野とは異なる特有の問題が潜んでいる。電子商取 引市場のうち、デジタル系分野の2021年の市場規 模は2兆7661億円となっており、その中でもオン ラインゲーム分野が1兆6127兆円²⁾と大きなシェア を占めており、今後も市場規模は拡大していくこと が見込まれる中で、消費者問題も拡大し、より複雑 化していくと考えられる。消費者(ユーザー)が、 オンラインゲームのサービスを利用するにあたって は、通常、企業(運営者)と直接契約書を交わすと いうことは無い。その代わりに、企業(運営者)が 用意した利用規約に同意して(又は同意したとみな され)、サービス利用を開始することになる。しかし、 この利用規約は、企業 (運営者) が一方的に取り決 めた内容であり、企業 (運営者) 側に相当有利な内 容であることが少なくなく、消費者(ユーザー)保 護の観点から、様々な問題を内包している。本稿で は、このようなオンラインゲームの利用規約に着目

し、諸々の法的問題点を考察していく。

2 オンラインゲームの利用規約に関する総論

1 電子商取引市場におけるオンラインゲームの特質 オンラインゲームは、消費者に有体物や現実空間 での移動・変化等を伴うサービスを提供するので はなく、オンライン上の仮想空間内で独自のユニー クなサービスを提供することから、オンライン上で ほぼ全てのやりとり・サービスが完結するという 特質を有している。また、オンラインゲームにおい ては、消費者 (ユーザー) 間でのコミュニケーショ ンを可能とする機能が付与されていることが多く、 契約の当事者である企業 (運営者)・消費者 (ユー ザー) 間だけでなく、消費者 (ユーザー) 同士の紛 争も起こり得る。そして、例えば、消費者(ユーザー) が、オンラインゲーム内の BBS やプロフィール画 面に第三者が著作権を有する画像を無断で公開する ことなどで、消費者 (ユーザー)・第三者間に紛争 が起こり得る上に、企業(運営者)がその紛争に巻 き込まれるということも生じ得る。企業(運営者) としては、このような紛争から自己を防衛する事前 の手当を極力しておきたいので、その利用規約にお いて、企業(運営者)が極力責任を負わなくて済む ような条項を備えて防御を固める必要がある。反面、 消費者(ユーザー)としては、オンラインゲームに 起因する何らかの損害を被った場合に、企業(運営

¹⁾ 経済産業省(2022年8月12日)「電子商取引に関する市場調査の結果を取りまとめました」https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220812005/20220812005.html (参照2022年9月20日)

²⁾ 前掲注1

者) 側に都合よく作られた利用規約の存在が被害補 償の障壁となりうるのである。

2 利用規約の重要な役割

そもそも、利用規約の存在意義とは何か。端的に 答えからいえば、企業(運営者)を法的紛争リスク から守るためのものということである。利用規約が 無ければ、企業(運営者)と消費者(ユーザー)間 に法的紛争が生じた際に、原則通り、民法などの法 律が適用されることになるが、それら法律は、当然 のことながらオンラインゲーム業界の慣行に即した 内容の定めがあるわけではなく、適用にあたっては 法解釈に相当な幅があるため、法解釈の仕方によっ ては、企業(運営者)に非常に不利な判断がされ得 る。とはいえ、消費者(ユーザー)一人一人と個別 に契約書を取り交わすことは実際上無理であること から、画一的に消費者 (ユーザー) にサービス利用 にあたっての縛りを課すツールとして利用規約が重 要な役割を果たすことになる。法律に関しても、改 正民法で「定型約款」に関する条項(民法548条の 2~548条の4) が新設された。定型約款に関する 条項が新設されるずっと前から、多数の相手に対し て同じサービスを提供する企業(運営者)において は利用規約が使用されていたが、必ずしも消費者 (ユーザー) 側が、利用規約の存在を把握してサー ビスを利用しているとは限らないという実情が現に 存在してきた。民法の原則によれば、契約の当事者 は契約の内容を認識しなければ契約に拘束されない ことから、法的に見て、そのような消費者(ユーザー) が利用規約に拘束される合意の意思表示をしたとい えるのかという疑義があった。このような実情に鑑 み、民法に定型約款に関する条項が新設された³⁾。

3 オンラインゲームの利用規約の定型約款該当性

民法上の定型約款(民法548条の2第1項)に該当するためには、①特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって(不特定多数要件)、②その内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの(双方合理的画一性要件)において、③契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体(補充目的要件)であることを満たす必要がある。

オンラインゲーム⁴⁾は、これらの要件を満たしているだろうか。まず、①不特定多数要件については、ある取引主体が取引の相手方の個性を重視せずに多数の取引を行うような場面を抽出するための要件⁵⁾とされており、オンラインゲームは、不特定の概ね数百から数百万程度の消費者(ユーザー)を相手としてサービスを提供するものであるから、不特定多数要件を満たしているといえる。

②双方合理的画一性要件については、定型約款準 備者だけでなく、消費者(ユーザー)にとっても取 引の内容が画一的であることが合理的であると客観 的に評価することができる場合に限られることを表 す要件⁶⁾である。ここでいう「合理的」とは、当事 者の一方の主観的な利便性を意味するものではな く、その取引の客観的態様(多数の顧客が存在する か、契約の締結は契約条件の交渉権限を与えられて いない代理店等を通じて行われるか、契約締結に当 たってどの程度の時間をかけることが想定されてい るか)を踏まえつつ、その取引が一般的にどのよう なものと捉えられているかといった一般的認識を考 慮して、相手方が交渉を行わず一方当事者が準備し た契約条項の総体をそのまま受け入れて契約締結に 至ることが合理的である場合を指す⁷⁾とされてい る。オンラインゲームについての一般的認識から考

³⁾ 法務省民事局(2018年5月10日)「民法(債権関係)の改正に関する説明資料―主な改正事項―」https://www.moj.go.jp/content/001259612.pdf(参照2022年9月20日)

⁴⁾ ここでの「オンラインゲーム」とは、モバイルゲーム、ネイティブゲーム、ソーシャルゲームや MMO(Massively Multiuser Online)などの形式を問わず、営利を目的として一般公開されているものを想定している。

⁵⁾ 鹿野菜穗子監修日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編(2020年)「改正民法と消費者関連法の実務」民事法研究会201頁

⁶⁾ 前掲注5 202頁

えると、オンラインゲームは、不特定多数の消費者 (ユーザー) が基本的に同じ条件下でサービスを享受するという前提で成り立っており (ユーザー毎に 差別的な条件を付ければ、条件の悪いユーザーはそもそもプレイをしない)、消費者 (ユーザー) にとっても、取引の内容が画一的であることが合理的であるといえるから、双方合理的画一性要件を満たしているといえる。

③補充目的要件については、 定型約款準備者が契 約の内容を補充(組入)する目的で、事前に作成し ていた定型的な契約条項を定型約款の対象とするこ とを示す要件⁸⁾であるとされる。経済産業省の「電 子商取引及び情報財取引等に関する準則 によれば、 ウェブサイト上に掲載されるQ&A、FAQ、ヘルプ、 よくある質問等には、契約の内容とは直接関わりの ない項目についての説明も多く含まれるため、契約 の内容とすることを目的として準備された条項の総 体ではないと解される場合が多いと考えられる⁹⁾と 評価されている。また、ウェブサイト上の「特定商 取引法上の表示」についても、(公法上の義務とし ての)特定商取引法上の表示義務を履行することを 主目的としていると考えられるため、契約の内容と することを目的として準備されたものであることを 明らかにする手段が特に講じられていないのであれ ば、契約の内容とすることを目的として準備された 条項の総体ではないと解される可能性もあると考え られる ¹⁰⁾と評価されている。オンラインゲームに おいては、「利用規約」と明示して、そこに契約内 容に直接関わる事項を主とする規定がされていれ ば、補充目的要件も満たすといえる。「利用規約」と明示せず、他の名称、例えば「ゲームのルール」、「手引き」や「利用方法」といった項目を掲載し、その中に契約内容と直接関わる事項と関わりのない事項を混在させているような例外的な場合については、経済産業省の「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」に照らせば、補充目的要件を満たさないとされる場合も考えられるだろう。

以上から、オンラインゲームの利用規約は、一部の例外を除いて基本的に、民法上の定型約款に該当すると認められるだろう。

4 オンラインゲームの利用規約の定型約款として の組入要件

定型約款に含まれる個別の契約条項については、 当事者がそれに合意したものとみなされるためには、①定型約款を契約の内容とする旨の「合意」を したとき(黙示の合意も含まれる¹¹⁾)、又は②定型 約款準備者があらかじめその定型約款を契約の内容 とする旨を相手方に「表示」していたときという要 件が満たされた上で、定型取引を行うことの合意(定 型取引合意)がなされることが必要である。

①の「合意」にあたっては、その定型約款に含まれる個別の条項の内容を認識している必要はない。消費者(ユーザー)が利用規約を読んで内容を認識しているかという点については、ほとんどの消費者(ユーザー)が読んでいないというのが実態であろう 120。そのような利用規約の条項であっても、利用規約を契約の内容とする「合意」があれば、契約

⁷⁾ 経済産業省(2022年4月改訂)「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」25頁 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/20220401-1.pdf(参照2022年9月20日)

⁸⁾ 前掲注5 202頁

⁹⁾ 前掲注7 26頁

¹⁰⁾ 前掲注7 26-27頁

¹¹⁾ 前掲注7 27頁

¹²⁾ 公正取引委員会(2020年4月28日)「デジタル広告の取引実態に関する中間報告書」80-83頁 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/digital/200428betten.pdf(参照2022年9月20日)によれば、検索サービスを利用する消費者について、その利用規約を必ず読んでいると回答したのは12.3%(回答数554)、利用規約を理解した上で同意したと回答したのは26.9%(回答数2、000)であったが、そもそもこのような調査に協力する人は、インターネットリテラシーが高いと推測されるため、実態はもっと低い割合であると考えられる。

の内容に組入れることができるのである。多くのオンラインゲームにおいては、ゲーム開始時に、「利用規約に同意して始める」等といったボタン表示がされ、このボタン表示をクリックしなければゲームが開始できないようになっているため、そのような方式を採用しているオンラインゲームにおいては、消費者(ユーザー)のボタン表示クリックによって①の「合意」要件は満たされるといえる。なお、上記のようなボタン表示ではなく、単に「ゲームを始める」というボタン表示があり、その外に「本サービスを利用することにより利用規約に同意したものとみなされます」等といった表示がされているに過ぎない場合には、①の「合意」があったとみなされるか微妙なところであろう¹³。

②の「表示」の要件については、経済産業省の「電 子商取引及び情報財取引等に関する準則」によれば、 「ここで求められる表示は、定型約款を契約の内容 とする旨を相手方に示すことで足り、その定型約款 に含まれる条項そのものを相手方に示すことまでは 求められていない。しかし、この表示は、取引を実 際に行おうとする際に相手方に対して個別に面前で 示されていなければならず、定型約款準備者のホー ムページなどで一般的にその旨を公表しているだけ では足りない。また、ここでいう表示は、取引の相 手方が自ら契約内容を詳細に確認したいと考える場 合に、その表示を踏まえて定型約款準備者に内容の 開示を請求し、その内容を確認した上で、不審な点 があれば契約を締結しないことが可能となるような ものでなければならない。なお、ウェブサイトを通 じた電子商取引や、ボタン・スマートスピーカー などの器具を通じた消費者取引においては、それら を通じた個別取引を開始する前提として、事業者の 準備した利用規約等の内容を個別取引の契約内容と することを含めた会員契約等の締結を求められるこ

とがある。このような場合において、その後の個別 取引では、当該利用規約を契約の内容とする旨の表 示等はなされないことがある。このとき、その個別 取引についてみれば、当該利用規約を契約の内容と する旨を相手方に表示したとはいえないため、民法 第548条の2に基づいて当該利用規約に含まれる個 別の契約条項について合意をしたとみなされない。 しかし、個別取引を行う前の会員契約等は、当該個 別取引に対する基本契約として位置付け得る。そこ で、会員契約等を締結する際に、契約条項を定めた 利用規約を個別取引の契約内容とすることについ て、当事者が十分に内容を認識して合意をしている 場合、あるいは、それを契約内容とすることについ て民法第548条の2の要件を満たしている場合には、 会員契約等の効力として、個別取引について当該利 用規約が契約の内容となると考えられる。| 14)とさ れていることから、このような見解にしたがえば、 オンラインゲームにおいては、単にゲームのポータ ルサイトに利用規約へのリンクを表示しているだけ では、「表示」の要件を満たさないことになるだろう。 では、具体的にはどのような表示であれば、「表示」 といえるのだろうか。一例を挙げれば、ゲーム開始 時の会員登録等の画面において、「本サービスには 以下の利用規約が適用されます」と記載し、そのす ぐ近くに利用規約へのリンクバナーを貼るなどの方 法が考えられるだろう。ただし、他のフォントに比 して小さなフォントで書かれていたり、登録画面か らかなりスクロールしないと見れないような離れた 場所に記載されているような場合には、「表示」と は認められない可能性もあるだろう ¹⁵⁾。

以上のような、①の「合意」又は②の「表示」の 要件を満たしたうえで、定型取引を行うことの合意 (定型取引合意)が行われれば、オンラインゲーム の利用規約についても、定型約款として、その個別

¹³⁾ このような場合、①の「合意」があったとみなされないと評価するのとして、吉川翔子「改正民法関連規定から検討する有効な『同意取得』方法とは』ビジネス法務(2021年8月号)中央経済社15頁

¹⁴⁾ 前掲注7 28頁

¹⁵⁾ 前掲注13も同旨

条項について合意したとみなされる。企業(運営者) 側が、利用規約の個別条項を疑義なく定型約款として契約内容に組入れたいのであれば、登録画面等において、利用規約全文を表示したうえで、「利用規約を読んで同意しました」とのチェックボックスにチェックを入れる仕様にしておくのが無難だろう。ただ、利用規約全文を表示することによって、消費者(ユーザー)が警戒心を抱いて登録をためらう可能性が出てくるといったデメリットも考えられるところではある 16)。

3 オンラインゲームの利用規約に関する各論

1 各条項の効力が否定される場合

オンラインゲームの利用規約内の各条項が、消費 者契約法8条ないし10条に抵触する不当条項であ る場合には、その条項は無効となる。当然、各条項 が公序良俗に反する場合にも民法90条により無効 となる。また、先に述べたようにオンラインゲーム の利用規約の多くは、定型約款に該当するので、各 条項が、民法548条の2第2項が定める「みなし合 意除外規定 | に該当すれば、その条項については合 意をしなかった (契約内容とはならない) ことにな る。みなし合意除外規定に該当するための要件は、 ①相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加 重する条項であり、かつ②その定型取引の態様及び その実情並びに取引上の社会通念に照らして民法1 条2項に規定する基本原則(信義則)に反して相手 方の利益を一方的に害すると認められることであ る。不当条項については、消費者契約法8条ないし 10条が詳細な規定を置いているため、みなし合意 除外規定の適用が実際に有用と思われる場面は、不 意打ち条項性が問題となる場面であるとされる ¹⁷⁾。

では、オンラインゲームの利用規約においては、

具体的にどのような条項が、不当条項等としての問 題点をはらんでいるのか。現在、数え切れないほど 多くのオンラインゲームがリリースされているが、 いわゆる大手のユーザー数が多いオンラインゲーム における利用規約の条項は、概ね似通っており、多 くの共通点がある。オンラインゲームの利用規約の 各条項における問題点を検討していく前提として、 大手のオンラインゲームの多くで共通してみられる 利用規約の条項の内容が具体的にどのようなもので あるか、以下でその条項例を示したうえで考察を加 えていく。条項例の作成にあたっては、本稿執筆時 点において、オンライン上又は携帯電話のアプリ ケーション上で閲覧できるオンラインゲーム数十個 程度の利用規約(日本国内向け)を参考に、その多 くに共通する内容をまとめた。なお、以下では、企 業(運営者)は、「運営者」、消費者(ユーザー)に ついては、「ユーザー」と表記する。

2 オンラインゲームにおける利用規約の条項例と 各条項における問題

- (1) 規約の同意、変更
- (A) 条項例
- ① 本利用規約は、本サービスの利用に関し、当社 及びユーザーに適用されます。本利用規約は、今 後提供されるすべてのサービスに適用され、ユー ザーは、サービスの利用にあたって、本利用規約 の全ての条項に同意のうえで本サービスの利用を 開始するものとします。
- ② 当社は、ユーザーの了承を得ることなく、随時、本利用規約を変更することができるものとします。変更後、ユーザーが本サービスの利用を継続した場合、ユーザーは、変更後の利用規約に同意したものとみなします。本利用規約の変更は、本サービス内に表示され、ユーザーが閲覧可能となった時点より効力が生じるものとします。

¹⁶⁾ 雨宮美季、片岡玄一、橋詰卓司著「良いウェブサービスを支える『利用規約』の作り方」第2版(2021年 技術評論社)85頁も同 旨

¹⁷⁾ 前掲注13 222-223頁

(B) 考察

ユーザーが規約に従う旨の条項及び規約の変更に 関する条項については、多くの利用規約に条項が設 けられていた。そのほとんどが、ユーザーの了承無 しに利用規約の変更を認める条項を置くものであ る。民法の原則からすれば、契約内容を事後的に変 更するためには、相手方から個別に承諾を得なけれ ばならないことになるが、さきにも述べたとおり、 オンラインゲームの利用規約の多くは、定型約款に 該当するので、その場合、定型約款の変更が相手方 の一般の利益に適合するとき(民法548条の4第1 項第1号)、又は変更が契約の目的に反せず、かつ 変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更条項の 有無及びその内容その他変更に係る事情に照らして 合理的なものであるとき (同条項第2号) は、変更 後の定型約款の条項について合意があったものとみ なし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内 容を変更できる。上記②の条項が無くとも、定型約 款に該当する利用規約であって、民法548条の4第 1項各号の要件を満たす場合であれば、ユーザーの 合意なしに利用規約の変更が認められることにな る。もっとも、条項の変更がユーザーの利益にはな らず、不合理なものである場合、例えば、ユーザー の違反行為に対して高額の違約金を要求するような 条項を加えた場合には、たとえ上記②の条項があっ たとしても、消費者契約法9条1号や民法548条の 2第2項によって、その条項の効力は否定されるこ とになるだろう。

「変更後、ユーザーが本サービスの利用を継続した場合、ユーザーは、変更後の利用規約に同意したものとみなします。」という部分は、ユーザーの作為をもって意思表示を擬制する形の条項となっていることから、今後の消費者契約法の改正の方向性によっては、不当条項に該当し得る可能性もあるだろう 18%。

民法 548条の 4 第 2 項は、「定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。」と定めており、上記②の後半部分は、この要請を意識したものといえるが、実際に変更が行われた際には、オンラインゲームのタイトル画面やお知らせ画面において分かりやすく周知をすべきであろう。

(2) ユーザー登録

(A) 条項例

- ① ユーザーとは、本サービスを利用する全ての者 をいいます。
- ② ユーザーは、本利用規約に同意したうえで、本 サービス所定の手続きにしたがって、ユーザー登 録をするものとします。
- ③ 未成年者は、法定代理人の同意を得たうえで ユーザー登録をするものとします。

(B) 考察

本稿においては、オンラインゲームのサービス利用者を「ユーザー」と表記しているが、この点については、各オンラインゲームの利用規約によって異なる。「ユーザー」とするものが比較的多いが、「会員」や「お客様」と表記するものも見られる。また、「アカウント」、「ID」や「有償ポイント」についての定義規定を置く利用規約も多くみられた。また、ほとんどの利用規約には、未成年者がユーザー登録や利用をするにあたって、法定代理人の同意を要求する条項が置かれていた。オンラインゲームの利用者には、未成年者も多く含まれることから、法定代理人の同意を要求する条項は必須であろう。

¹⁸⁾ 消費者庁 (2021年3月9日)「不当条項について」https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/assets/consumer_system_cms101_210308_02.pdf (参照2022年9月20日)

(3) ユーザー資格不承認、失効、解除

(A) 条項例

- ① ユーザーが、以下のいずれか該当する場合には、 ユーザー登録を承認しない場合があります。
 - i. 登録情報に虚偽の事実がある場合
 - ii. 同一人による複数の登録である場合
 - iii. 過去に本サービス利用資格の失効を受けている場合
 - iv. 前各号の他、ユーザー登録を認めることが不 適当であると当社が判断した場合
- ② ユーザーが、以下のいずれか該当する場合には、何ら催告なしに、本サービスの利用資格を失効又はユーザー登録を消去することができます。なお、当社は、それらの措置に至った理由について一切開示致しません。
 - i. 本利用規約に違反したと当社が判断した場合
 - ii. 最終ログインから6か月以上本サービスの利用がない場合
 - iii. 死亡又は行為能力を失った場合
 - iv. 前各号の他、本サービスの利用を認めること が不適当であると当社が判断した場合
- ③ ユーザーは、所定の手続きを行い、いつでも本 サービスの登録を解除することができます。一度 本サービスの登録を解除しますと、本サービス内 のデータは一切復元できません。

(B) 考察

問題のあるユーザーの利用申込みに対して、運営者が拒否をする権利は当然にあることから、上記①の条項については、あまり問題はないといえる。また、ユーザー側から登録を解除する(ゲームのプレイをやめる)ことも、ゲームというものの特性上当然に想定される(飽きたらやめるだろうし、娯楽として一時的に楽しむ性質のものである)ことから、③の条項についても、特に問題はないといえる。もっ

とも、②の条項に関しては、少なからぬ問題はある だろう。②iの条項については、ユーザーが、利用 規約違反の行為を行ったと運営者が判断した場合 に、ユーザーの利用資格を失効させることを可能と するものである。裁判例では、合理的な裁量の範囲 内で措置が行われることを前提として、こういった 条項も無効ではないとして扱ったものがある¹⁹⁾。 裁判例200においては、利用規約の定め方如何という よりは、ユーザーの利用資格の失効措置が運営者と して合理的な裁量の範囲内だったかというところで 判断している傾向がみられる。②ii・iiiの条項に ついては、ユーザー管理の現実的な都合上、やむを 得ないものといえる。②ivについては、柱書の「そ れらの措置に至った理由について一切開示致しませ ん」ということと相俟って、運営者に対して過度に 広範なユーザー利用資格失効権限を認めるものであ り、不当条項となる可能性は高いだろう。

(4) 自己責任

(A) 条項例

- ① ユーザーは、自己の費用と責任において、本サービスにおける自己の行為に関連して発生した第三者との紛争を処理解決するものとします。
- ② 当社は、お客様間、又はお客様と第三者の間で 生じた紛争には関知しません。

(B) 考察

オンラインゲームにおいては、ユーザー間のコミュニケーションを可能とするシステムや、画像や文書等をアップロードできるシステムが付加されていることが多いため、運営者とユーザーとの関係だけではなく、ユーザー間やユーザーと第三者の間に紛争が生じ得る。そのような紛争に運営者が巻き込まれないため(巻き込まれたとしても関知しないことが可能となるよう)に、ユーザーの「自己責任」

¹⁹⁾ 東京地判平成21年7月29日は、会員が規約に違反したと運営者が主観的に判断した場合に何らの手続を要することなく会員登録削除を行うことができると定めた利用規約の条項について、「あくまで合理的な裁量の範囲内で措置が行われることを前提とするものと解される」として、限定解釈を施したうえで、利用規約の効力を問題としなかった。

²⁰⁾ 前揭注19、東京地判平成21年9月16日、東京地判平成22年1月27日等

について規定しておくことが、運営者にとっては有益である。ただし、利用規約は、あくまでも運営者とユーザーとの間の取り決めであることから、オンラインゲーム外の第三者が、ユーザーのオンラインゲーム内での行為によって権利を侵害された場合には、事実上、運営者が巻き込まれることは有り得るだろう。

(5) 有料サービス

(A) 条項例

- ① 本サービスは、無料で利用できますが、一部有料サービスがあります。ユーザーは、有料サービスを利用するための専用のポイントを購入することができます。ユーザーが未成年者である場合には、事前に法定代理人の同意が必要です。
- ② ポイントの有効期限は、購入から5ヶ月後の月 末までとします。
- ③ 理由の如何を問わず、ポイントの払い戻しは致 しません。
- ④ ユーザーは、ポイントを第三者に譲渡、貸与、 共有等をすることはできません。
- ⑤ 有料サービスの価格、仕様変更、販売の終了、 それらに伴うポイントの消滅は、当社の任意とし ます。
- ⑥ 別途、「資金決済法に基づく表示」に前払式支 払手段として表示するサービスは、資金決済法に 基づき前払式支払手段として取り扱われます。そ の他のサービスは、取得をもってこれにかかる サービスの提供がなされたものとし、前払式支払 手段には該当しません。

(B) 考察

携帯電話で遊ぶことができるモバイルゲームなどのオンラインゲームでは、基本プレイが無料となっているものが多い。そういったオンラインゲームにおいては、ユーザーがプレイを有利に進めるための有料サービスを備えており、そういったオンラインゲームでは、利用規約において、有料サービスに関する条項が置かれている。オンラインゲームの有料

サービスを購入する際には、実際の通貨を、まずゲー ム内通貨に換金したうえで、ゲーム内のショップ等 で有料アイテム等を購入する方式が一般的である。 このようなゲーム内通貨は、①金額又は物品・サー ビスの数量といった財産的価値が、記載又は電磁的 方法で記録されること(価値の保存)、②金額・数 量に応ずる対価が支払われて発行される証票等、番 号、記号その他の符号であること (対価発行)、③ 物品購入やサービスの提供を受けるときなどに、証 票等、番号、記号その他の符号が、提示、交付、通 知その他の方法により使用できるものであること (権利行使性)という3つの要件を満たしている場 合には、資金決済法上の「前払式支払手段」(同法 3条1項)に該当し、資金決済法上の規制を受ける。 もっとも、ゲーム内通貨の有効期限が発効日から6 か月を超えない場合は、前払式支払手段とはみなさ れないため、上記②の条項例のように有効期限を利 用規約に定めているオンラインゲームも少なくな い。上記⑤のような条項が置かれている場合には、 運営者の一方的な都合で、ユーザーの課金したポイ ントを消滅させることができることとなり、これは、 後述する運営者の任意によるサービスの終了の問題 と共通する点があるので、そちらで詳述する。

また、オンラインゲームの利用者には、未成年者も多いことから、有料サービスの項目においても、サービス利用自体の法定代理人の同意に加えて、有料サービス利用時の法定代理人の同意を要求する利用規約がほとんどである。オンラインゲームによっては、未成年者の毎月の課金金額に制限を設けるもの(例えば、16歳以下は月額5000円までなど)もあり、未成年者が、法定代理人の同意が無いにも関わらず同意があると偽って有料サービスを利用した場合には、一切の法律行為を取り消すことができないといった民法21条同旨の条項を置いている利用規約も見られた。運営者としては、未成年者が購入した有料サービスについて未成年者を理由とする取消をされては困るわけであるから、利用規約においてしっかり手当てをしておくべきだろう。

(6) サービスの中断、変更、終了

(A) 条項例

- ① 当社は、本サービスのアップデート、保守のため、本サービスを一時中断する場合があります。 また、災害・停電・通信障害等の不可抗力により本サービスを中断する場合があります。
- ② 当社は、ユーザーに事前の通知をすることなく、 いつでも任意に本サービスの内容を変更すること ができるものとします。
- ③ 当社は、ユーザーの了承を得ることなく、いつでも任意に本サービスを終了することができるものとします。

(B) 考察

サービスの一時中断については、保守等の必要性 や不可抗力の場合などやむを得ない場合も多いであ ろうことから、上記①の条項については、問題はあ まり無いといえる。②についても、オンラインゲー ムという性質上、ユーザーの要望に沿った仕様変更 や収益との兼ね合いから内容を変更していく実際上 の必要はあるだろうから、余程の改悪といえる変更 でなければ、問題とはならないだろう。もっとも、 ユーザーの観点からみれば、事前に通知は行うとし ておいた方が良いだろう。③の条項については、大 きな問題をはらんでいる。この条項には、i. 予告 なしに突然サービス終了等が可能である、ii. 運 営者の事情で一方的にサービス終了等が可能であ る、iii. 運営者の責に帰すべき事由(故意又は重過 失 消費者契約法8条1項2号、4号)がない限り、 サービス終了等による補償はされない、という点で 問題がある。

オンラインゲームの中には、数日や数カ月でサービスを終了するものもある。運営者にとってビジネスである以上、採算が取れないゲームタイトルの提供を終了し、より良い採算が見込まれるゲームタイトルを立ち上げることは当然である。とはいえ、ユー

ザーからしてみれば、多額の金銭を投入したゲーム が、たった数日~数ヶ月でサービス終了となってし まうと、そもそも多額の金銭を投入した意味が失わ れる。したがって、ある程度の期間サービスが継続 されなければ、課金ユーザーとしてはプレイを開始 した意味が無いといえ、運営者の債務不履行となり 得る場合があるのではないだろうか。経済産業省に よる「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」 によれば、「デジタルコンテンツ利用契約について、 サービス開始当初からサービス提供期間が定められ ている場合には、サービス提供期間の満了をもって デジタルコンテンツ利用契約は終了し、事業者のデ ジタルコンテンツ提供義務もまた消滅し、事業者が サービスを終了しても債務不履行とはならない 21) とされている。また、同準則では、デジタルコンテ ンツ利用契約(利用規約)において、事業者はいつ でもサービスを終了できる旨の規定が置かれている 場合には、上記契約の規定に無効事由等がない限り、 事業者はデジタルコンテンツ利用契約を終了させ、 かつコンテンツ提供サービスを終了することができ る(サービスを終了してもユーザーに対する債務不 履行にならない)と解される22)とされている。しか し、運営者の一方的なサービス終了を認める条項は、 規約違反ユーザーの利用資格失効の場合とは異な り、何ら帰責性のないユーザーに対しても運営者の 都合で一方的にサービス終了を主張できるものであ り、より問題が大きい。先にも述べたように、有料 サービスを備えているオンラインゲームについて は、あまりに短期間でサービスが終了されると、そ もそもユーザーが課金した意味が無いといえるの で、具体的状況によっては、たとえ、「ユーザーの 了承を得ることなく、いつでも任意に本サービスを 終了することができる」旨の条項があったとしても、 権利の濫用(民法1条3項)として、その条項の適 用を封じるべき場面もあるだろう。

²¹⁾ 前掲注7 317頁

²²⁾ 前掲注7 317頁

(7) 禁止事項

(A) 条項例

本サービスの利用にあたり、ユーザーは以下に該当する行為、又は該当する虞があると当社が判断する行為を行ってはなりません。これらに違反した場合、当社はユーザーへの事前の通知なしに本サービスの利用停止又はユーザー資格の抹消の処分を行うことができるものとします。

- ① 法令違反行為又は公序良俗に反する行為
- ② 当社又は第三者の権利を侵害する行為
- ③ 不適切な表現及び虚偽の情報を流布する行為
- ④ 本サービスを利用した営利行為、不正行為
- ⑤ 本サービスの提供を妨害する行為
- ⑥ ゲーム内通貨、サービス利用に関する権利を現 実の金銭等で取引する行為又はその申込など一切 の準備行為
- ⑦ 本利用規約に違反する行為
- ⑧ その他当社が不適切と判断する行為

(B) 考察

ここでは、①から⑧の8項目のみを挙げたが、多 くのオンラインゲームの利用規約では、10~20項 目を超えるかなりの数の禁止事項が挙げられてい た。ユーザーが禁止事項に該当する行為を行った場 合、規約違反として、利用の停止やユーザー資格の 抹消などの厳しい措置を取ることが想定されること から、ユーザーに対する不意打ち防止という点では、 禁止事項を具体的に明記しておくことが望ましい。 もっとも、違反の程度が軽微な場合にまで、事前の 通知なくユーザー資格の抹消ができるというのは少 なからぬ問題があり、また、上記⑧の条項のような 曖昧な条項に基づいてユーザー資格の抹消ができる ということにも問題はある。裁判例230の中には、「中 傷・嫌がらせ・わいせつ等、他のユーザーが嫌悪 感を抱く、又はそのおそれのある内容の掲載・開示・ 提供・送付・送信等の行為」を禁じるとした条項 の曖昧さが問題となったものがある。本件規定の内 容が不明確な判断基準を用いて運営者の一方的判断 によりユーザーに著しい不利益を与えるものとなっ ており消費者契約法10条等に反し無効であるとい う原告の主張に対して、裁判所は、「本件ゲームの 適切な管理のために本件規約上で使用条件を定める 際に、不適切な行為やその対応策をあらかじめ個別 具体的にかつ網羅的に列挙することは実際上不可能 であり、ある程度包括的な定め方ないし記載となっ たとしても、それが過度に広範ないし不明確にわた るものでない限り、やむをえないものと解するのが 相当である」として、本条項は過度に広範ないし不 明確とは認められず、無効ではないと判断した。こ の裁判例の判断に照らせば、上記®の条項ぐらい裁 量が広いものであれば、過度に広範ないし不明確と 判断される可能性もあるだろうが、ある程度の文言 の曖昧さであれば、条項が無効とされることはない だろう。とはいえ、運営者としては、念のため、想 定しうる限りの違反行為については利用規約に全て 列挙しておくのが良いだろう。

(8) 知的財産権

(A) 条項例

- ① 本サービスに含まれるすべての情報・著作権 その他の知的財産権等の一切の権利は、当社又は 当社がその利用の許諾を得ている第三者に帰属し ます。
- ② 本サービスに含まれるすべての情報等は、本利 用規約にしたがい、本サービス内における私的か つ非営利的な利用を目的として、当社からユー ザーに対して非独占的に許諾されているものであ り、他の目的には一切利用することはできません。
- ③ ユーザーは、本サービスにアップロードした情報等について、自らがアップロードすることについての適法な権利を有していること及び第三者の権利を侵害していないことについて表明保証するものとします。ユーザーは、本サービスにアップ

²³⁾ 東京地判平成21年9月16日

ロードした情報等について、当該情報等を複製し 頒布する権利および削除する権利を当社に無償に て許諾するものとします。

(B) 考察

オンラインゲームにおいて、知的財産権が問題と なる代表的な場面としては、3つの場面が考えられ る。1つ目は、運営者が創作した知的財産権や運営 者が許諾を得て使用している知的財産権をユーザー が侵害する場面。2つ目は、ユーザーがゲーム内に アップロードした知的財産を運営者が使うような場 面。3つ目は、第三者の知的財産をユーザーが無断 でゲーム内にアップロードする場面である。1つ目 については、無断利用を禁じるために、上記①、② のような条項を置いている利用規約が多くみられ る。また、例外的に、ユーザーに対して動画サイト などでのゲームのプレイ動画の配信や SNS への ゲーム画像投稿を認める条件を記載したガイドライ ンを利用規約外に設けているオンラインゲームも見 られる。ユーザーによるプレイ動画の配信や SNS への画像投稿は、大きな宣伝効果に繋がることから、 運営者としては、利用規約では外部でのコンテンツ 利用禁止規定を置きながらも、例外的にガイドライ ンを置いて許容しているという運用が見られる。2 つ目、3つ目については、上記③のような条項を置 いている利用規約が多くみられた。ユーザーのアッ プロードするコンテンツを運営者が積極的に利用す るようなオンラインゲームであれば、上記③の後半 部分については、「ユーザーは、本サービスにアッ プロードした情報等について、その著作物に関する すべての権利(著作権法第27条及び第28条に定め る権利を含みます)をアップロード時に、当社に対 して無償で譲渡するものとします。また、ユーザー は、当社及び当社から権利を承継又は許諾された者 に対して著作者人格権を行使しないことに同意する ものとします。」というところまで記載しておくこ

とも考えうるが、ユーザーからの反発を招く可能性は有るだろう²⁴⁾。また、消費者庁の第14回消費者契約に関する検討会「不当条項について」(2021年3月9日)の資料²⁵⁾においては、所有権等を放棄するものとみなす条項例として、まさに次のような条項が挙げられている。

「当社は、ご利用者が情報等を当社に送付した時点で、ご利用者がその情報等に関する一切の権利を放棄したものとみなし、その情報等の権利(著作権法第27条、第28条の権利を含む)は当社の帰属とします。当社はあらゆる種類、性質の情報等について、将来にわたって存在する権利をすべて独占し、商業目的その他あらゆる目的に、その情報提供者に対価を払うことなく、何ら制限を受けることなく使用することができます。」

したがって、たとえ利用規約にこのような条項を 置いていたとしても、訴訟となった際に不当条項と 判断されてしまう可能性もあるだろう。

ユーザーが、第三者の権利を侵害するような内容 をアップロードした場合には、i. 他人の権利が侵 害されていることを知らなかった場合、ii. 他人の 権利を侵害する情報の送信を防止することが技術的 に不可能な場合には、特定電気通信役務提供者の損 害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法 律(プロバイダ責任制限法)により、運営者は免責 を受けられるが、第三者の権利侵害のおそれがある 内容を発見した場合に、速やかに対応できるよう、 利用規約において、ユーザーがアップロードした内 容を運営者の判断で消去できるようにしておくこと が必須である。上記③のような条項でも、対応は可 能だろうが、ユーザーに分かりやすく示すという意 味でも、「ユーザーが、本サービスにアップロード した情報等について、当社が不適切又は第三者の権 利を侵害するおそれがあると判断した場合には、 ユーザーに通知することなく、いつでも任意に変更、

²⁴⁾ 前掲注16 76-81 頁

²⁵⁾ 前掲注18

削除できるものとします。」といった条項を置いて おくことも考えられる。

(9) サービスの不保証、免責事項

(A) 条項例

- ① 当社は、本サービスの提供内容について、その 完全性、有用性、正確性、信頼性、安全性等いか なる保証も行いません。また、本サービスに、バ グ、エラー、不具合等がないことの保証も行いま せん。
- ② 当社は、ユーザーに対し、本サービスの終了、 利用不能等により利用者に発生した損害又は不利 益について、当社の故意又は重大な過失に起因す る場合を除き、責任を負いません。
- ③ 当社は、本サービスを介してユーザーと他者と の間で紛争が生じた場合でも、当社は一切関与せ ず、一切責任を負いません。

(B) 考察

上記①の条項については、多くのオンラインゲームの利用規約でこの旨の条項が置かれている。運営者に故意又は重大な過失が無い限り、ユーザーが、有料サービスで購入したアイテムなどに不具合があって機能しないような場合にも、この条項を盾に債務不履行責任を免れ得ることとなることから、運営者にとっては有用な条項である反面、ユーザーにとっては不具合による補償を受けられる可能性を制限する不利な条項である。もっとも、実務上は、サービスに不具合が起きた場合などには、ゲーム内アイテムを配布するなどの形(一般的に「詫び石」などと言われることが多い)で補償がされることが多い。

②の免責事項に関する条項については、近年の裁判例(東京高判令和2年11月5日 原審:さいたま地判令和2年2月5日)において、「当社の措置によりモバゲー会員に損害が生じても、当社は、一切損害を賠償しません。」との条項について、消費者契約法8条1項1号及び3号に該当し不当条項であるといった判断も出されており、注目を集めている。本判決が出されたことや、消費者契約法8条1項第

2号、第4号の「故意又は重大な過失」との文言を 意識し、利用規約において運営者自ら、故意又は重 過失が存在する際には損害賠償責任を認める条項を 置くものや、ユーザーが購入した有料サービスの金 額を上限に補償を認める条項を置くものも少なから ずみられる。しかし、未だに、「当社は、本サービ スに起因してユーザーに損害が生じても、理由の如 何を問わず一切責任を負いません」と定めるような 利用規約も散見された。

③の条項については、先にも述べたように、オンラインゲームにおいては、ユーザー間やユーザーと第三者間での紛争が生じ得る可能性が低くないため、運営者が極力そのような紛争に巻き込まれないよう、置いておく必要性の高い条項といえる。

(10) 分離可能性

(A) 条項例

本利用規約の一部が、法令等に基づき無効と判断 された場合であっても、他の規定の有効性には影響 しないものとします。

(B) 考察

利用規約の一部が、消費者契約法等の法令に違反するものと判断され無効とされた場合に備えて、他の利用規約の条項に影響が及ぶことを防ぐため、このような条項を置いている利用規約も見られる。運営者から見れば、万が一の場合に備える防衛手段としては有用な規定である。

(11) 準拠法、管轄

- (A) 条項例
- ① 本サービス、本利用規約に関する準拠法は、日本法とし、日本法に従って解釈されます。
- ② 本サービス、本利用規約に関する一切の訴訟その他紛争については、東京地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とします。

(B) 考察

一般的な契約書においても、裁判管轄についての 条項を入れることがほとんどであろう。もっとも、 オンラインゲームにおいて、これらの条項を入れる 必要性は、一般的な契約書よりも高いといえる。日 本国内でサービス提供されている日本企業によるオ ンラインゲームのほとんどは、一般的に、日本国内 のユーザーを対象としている。一部のオンライン ゲームでは、日本語版以外に海外版を別途リリース しているものもある。逆に、海外企業のオンライン ゲームで、日本語版をリリースしているものもある。 オンラインゲームによっては、その利用規約におい て、プレイできるユーザーを日本国内からの接続 ユーザーに限定しているものもあるが、実際上は、 海外から日本国内ユーザーのみを対象としているオ ンラインゲームに接続している外国人ユーザーも少 なからず存在している。海外から日本のオンライン ゲームに接続している外国人ユーザーとの間に紛争 が生じた場合に、この準拠法と管轄の条項がなけれ ば、運営者としては面倒な事態に陥りかねない。し たがって、運営者としては、準拠法と管轄に関する 条項は必ず利用規約に入れておかなければならな 11

4 最後に

ここまで見てきたとおり、オンラインゲームの利用規約は、運営者の法的リスクを減らすのに有用である反面、ユーザーの権利を制限しうるものである。運営者に一方的なサービス終了を認める条項や運営者の責任を限定する条項など、道義的な観点からは不公平さを感じさせるような条項であっても、現状では、条項の有効性が否定された裁判例も少なく、運営者にとって有利なツールとして利用規約が使われているという印象を持たざるを得ない。ユーザーにとって、明らかに不当な条項を設けることや不当な条項の運用については、運営者自らがコンプライアンスの精神をもって自制すべきであるが、どこから先が不当なのかについては、その基準は明確ではない。そのような判断基準の構築にあたっては、今後、個別の裁判例の蓄積が待たれるところである。